

品種登録の取消しと行政事件訴訟法



弁護士法人 三宅法律事務所
弁護士・弁理士 松本 好史

大阪地裁平成27年9月17日判決（平成26年（行ウ）第212号）
大阪高裁平成28年4月8日判決（平成27年（行コ）148号）
裁判所ホームページ

第1 事案の概要

1 行政不服審査法は、行政処分に対する不服申立てとして異議申立て及び審査請求の手続きが規定されていたが、平成26年に改正され（平成26年法律第68号）、異議申立て手続きが廃止されて審査請求に一元化されている（平成28年4月1日施行）。それに伴い、種苗法も審査請求の期間制限の適用を排除する規定に改正されている。

本件は、行政不服審査法改正前の事件であり、品種登録処分に対する異議申立て（旧・行審6条、種苗旧51条）の棄却決定を受けた原告が品種登録処分の違法を理由として決定の取消しを求めた事件である。

2 種苗法は、品種登録が区別性、均一性、安定性等の品種登録要件（種苗3条1項等）に違反して登録された場合、農林水産大臣が職権で品種登録を取り消さなければならない旨を定めている（種苗49条）。

他人の品種登録の取消しを求める第三者は、旧行政不服審査法の異議申立てを行うことになるが、旧種苗法51条1項により、通常の異議申立期間が経過した後であっても異議申立てができる。

一方、処分取消訴訟については、処分又は裁決があったことを知ったときから6か月を経過したとき又は処分又は裁決の日から1年の出訴期間（行訴14条1項、2項）が定められているが、異議申立てと異なり、種苗法には、この規定を排除する規定はない。そのため、品種登録処分の取消訴訟は出訴期間の制限を受けることになり、出訴期間経過後は処分取消訴訟を提起できないことになる（ただし、行訴14条3項）。

また、行政事件訴訟法は、処分の取消しの訴えとその処分についての審査請求（異議申立て）を棄却した裁決（決定）の取消しの訴えとを提起することができる場合には、裁決（決定）の取消しの訴えにおいては、処分の違法を理由として取消しを求めることができない（行訴10条2項）